

平成23年4月1日号 6

このたびの地震の被害にあわれた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々・ご遺族の皆様に対し、深くお悔やみを申し上げます。被災地の一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

1. 申告・納付等の期限の延期について

(1) 平成22年分所得税確定申告、消費税確定申告の納付期限の延期

号外NO. 1でお知らせしました、「税務申告・納付期限等の延期」についてお問い合わせが多いのが、平成22年分（平成23年3月15日申告期限）の申告・納付期限が延期された措置についてです。

この措置により、「振替納税」の予定日も延期されております。

延期される振替納税の予定日は未定となっております（平成23年4月1日現在）。決定された際には皆様へお知らせ致します。

	振替納税予定日（当初）	延期による振替納税予定日
所得税平成22年分確定申告	平成23年4月22日（金）	別途お知らせされます
消費税平成22年分確定申告	平成23年4月27日（水）	別途お知らせされます

国税局HP <http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/furikae.htm>

2. 消費税の特例について

(1) 震災被害で設備が壊れてしまい、今期中に緊急で多額の費用がかかるため「簡易課税方式」より「一般課税方式」の方が有利になってしまった場合。

災害からやんだ日から2月以内に「災害等による消費税簡易課税制度選択届出に係る特例承認申請書」を提出して所轄税務署長の承認を受けることにより、一般課税方式の適用を受けることができます。

災害がやんだ日から2月以内より先に、確定申告の申告期限が来る場合には、その確定申告期限までに申請書を提出する必要があります。

ただし、確定申告期限が延長されている場合には、延長後の確定申告期限までに提出します。

「災害がやんだ日及び延長期限等」は、まだ国税庁より発表になっておりません（平成23年4月1日現在）。

(2) 震災被害で営業が困難になったり、事務処理能力の低下により「一般課税方式」より「簡易課税方式」への変更が必要になった場合。

災害がやんだ日から2月以内に「災害等による消費税簡易課税制度選択届出に係る特例承認申請書」を提出して所轄税務署長の承認を受けることにより、消費税の簡易課税制度の適用を受けることができます。

国税局HP <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/5024.htm>

号外！

の

号外！

車の車検期限の延期について

『岩手県』に使用の本拠の位置を有する自動車であって、自動車検査証の有効期間の満了する日（車検の期限）が、平成 23 年 3 月 11 日～平成 23 年 4 月 10 日までのものは、平成 23 年 4 月 11 日までに伸長することとなります。また、復旧状況により再伸長する場合があります。有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すれば良いこととなります。

コンピュータのバックアップ体制の見直しについて

・震災などによる会社のデータ消失を防ぎます。バックアップの基本から応用まで

外出先で会社のパソコンを動かして仕事をする？

「ガソリン不足で会社に行くことができない！」「交通手段が遮断されて支店から本店に移動できない」などの場合にパソコンをリモート操作する方法

詳しくは[こちら](#)税理士榎山直樹事務所ホームページの「震災後情報号外」で。